令和4年7月7日制定

(通則)

第1条 この要領は、一般社団法人福井県トラック協会(以下「協会」という。)が、 実施する地域公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金(以下「補助金」 という。)に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資すること を目的とする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格高騰の影響により、経営に大きな 影響が生じているトラック事業者へ低燃費タイヤの購入に係る経費を支援し、物流サ ービス事業の確保・維持を図る。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。
 - (1)福井県内において、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する事業のうち、一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営む者で、 本社が福井県内にある事業者
 - (2) トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
 - (3) 申請時点において、県税の滞納がない者であること
 - (4) 令和4年4月1日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者であること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が購入した、自動車検査証の「使用の本拠位置」が 福井県にある車両に用いる低燃費タイヤ1本あたり3千円(緑ナンバー(事業用車両) に限る)とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、地域 公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金交付申請書兼実績報告書兼請求 書(様式第1号)を協会に提出するものとする。
 - (1)補助金対象車両の車検証の写し
 - (2) 低燃費タイヤ内訳書(様式第2号)
 - (3)請求書・納品書・領収書の写し(メーカー名、型式、本数、車両番号の記載があること)
 - (4)補助金の振込先口座の通帳の写し(名義人、金融機関名、支店名、預金種目、 口座番号が確認できるもの)
 - (5) その他協会が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 協会は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、地域公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するとともに、補助金を補助対象者に支払うものとする。

(補助金の返還)

- 第7条 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。
 - (1) 本要領の規定に違反したとき
 - (2)補助金の交付決定の条件に違反したとき
 - (3)補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(補助事業の経理)

第8条 交付決定を受けた補助対象者は、補助金に係る経理を明確にするとともに、会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査)

第9条 協会は、補助金交付事業の適正を期すため、必要に応じて補助対象者に対して報告させ、または協会等が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り関係書類等を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(その他)

第10条 この交付要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この交付要領は、令和4年7月7日から施行する。

一般社団法人福井県トラック協会会長様

申請者

1 11.7 11							
住			所	₹			
氏名または名称 法人にあっては 代表者職氏名			は				
電	話	番	号				

地域公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

地域公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金交付要領第5条の規定に基づき、 次のとおり補助金の交付を申請します。また、下記の誓約事項について誓約します。

1 補助金申請額

金 円 (3,000円× 本)

2 補助金振込先口座

本補助金については、以下の金融機関の口座に振り込み願います。

金融機関名		支 店 名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			
口座名義			

3 誓約事項

- ・本申請書をはじめ、その他提出書類に記載した事項については、事実と相違ありません。
- ・申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の返還に応じるとともに、返還日までの延滞金を 支払います。
- ・県税の納税状況について、県税事務所等が協会および県交通まちづくり課に対し情報提供することに同意します。
- ・今後も引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、トラック事業を継続する意思があります。
- ・協会および県から、検査・報告、是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。
- ・申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請者の経営に事実上参画していません。

【添付書類】

- ・補助対象車両の車検証の写し
- ・低燃費タイヤ内訳書
- ・請求書・納品書・領収書の写し(メーカー名、型式、本数、車両番号の記載があること)
- ・補助金の振込先口座の通帳の写し(名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの)

低燃費タイヤ内訳書

申請者名称	
申請本数	本

	メーカー名	商品名	型式	本数	購入日	車両番号
例	ブリヂストン	ECOPIA	M801 II	10	令和4年○月○日	福井 500 あ 9999
1						
2						
3						
4						
5						

[・]購入した低燃費タイヤについて記載してください。

様

一般社団法人福井県トラック協会会長

地域公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金については、地域公共交通等運行継続特別支援事業(トラック)補助金交付要領第6条の規定に基づき、下記のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

記

1 地域公共交通等運行継続特別支援事業 (トラック) 補助金の額

円